

# 立野小学校特別音楽クラブ後援会 規約

## (名称)

第1条 本会は、立野小学校特別音楽クラブ後援会(以下「後援会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 立野小学校特別音楽クラブの資金助成活動及び活動支援に取組むことを目的とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は、地域住民、地元事業者、立野小学校特別音楽クラブOB等によって構成される。

## (事業)

第4条 本会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)資金助成活動及び活動支援事業

(2)広報事業

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く

(1)会長 1名

(2)副会長 3名以内

(3)会計 1名

(4)事務局 3名以内

2 会長は、本会を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐して会務を処理し会長に事故あるときは、予め役員会が定めた順序により会長の職務を代理する。

4 会計は、入会金・会費や運営費に関する経理事務をおこなう。

5 事務局は、会長と協議し会議開催の連絡・準備・折衝等及び会議録を作成する。

6 役員会は、上記役員にて構成し運営する。

## (役員の選任方法)

第6条 役員は、役員会で選出し総会で選任する。

## (役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務をおこなう。

## (監事)

第8条 本会に監事を置く。

2 監事は、1名とし本会の会計監査の任を担う。

3 監事は、総会で選任する。ただし、役員は、監事を兼任することはできない。

4 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、年1回会長が招集しその議長となる。

<規約2-1>

- 3 会長は、必要があると認めたときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 4 会長は、会員の3分の1以上から会議の目的事項を示して開催の請求があったときは、臨時総会を招集する。
- 5 総会の招集は、開催日1ヶ月前に会長名にて会員へ通知する。
6. 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成で決定し、可否同数の場合は議長が決する。

(総会の審議・承認事項)

第10条 定時総会においては、次の事項を審議し承認する。

- (1) 事業報告及び決算報告と監査報告
- (2) 事業計画案及び予算案
- (3) 役員及び監事の選任と解任
- (4) 規約変更案
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

- 2 臨時総会においては、必要な事項を審議し承認する。

(総会の議決)

第11条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成で可決し可否同数の場合は、議長が決する。

(役員会の招集)

第12条 役員会は、会長が招集しその議長となる。

(役員会の成立要件)

第13条 役員会の成立は、役員の過半数の出席を要す。

(役員会の審議事項・議決)

第14条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業報告案及び決算報告案
- (2) 事業計画案及び予算案
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の変更案
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

- 2 役員会の議決は、第11条の規定を準用する。

(入会金及び会費)

第15条 会員は、入会金及び年会費を支払うものとする。

- 2 入会金及び年会費の詳細は、細則にて定める。

(退会)

第16条 諸般の事情により退会を希望する会員は、事務局に連絡し退会する。

(資産の管理)

第17条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の過半数の賛成によりこれを定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(附則) この規約は、平成30年4月7日から施行する

<規約2-2>

# 立野小学校特別音楽クラブ後援会 細則

## 1. 規約 15 条に定める細則は、次のとおりとする。

### (1) 入会金

①個人会員	1, 000円
②事業者会員	5, 000円

ただし、個人会員が学生の場合は、高校生までは無料、大学生は 500 円とする。

### (2) 会費(年会費)

年会費は1口 1,000 円とし、個人会員は最低1口以上、事業者会員は3口以上とする。

ただし、個人会員が学生の場合は、中学生は1口 300 円、高校生・大学生は1口 500 円とする。

## 2. 「入会金」「年会費」の取扱について

- (1) 銀行口座の開設(横浜銀行 元町支店)
- (2) 通帳・キャッシュカードは、会計が管理する
- (3) 会計は、役員会に定期的に入出金・残金の報告を行う

## 3. 個人情報の取扱について

会員に関する個人情報の取り扱いは、個人情報保護法に則り厳重管理をおこなうものとする。

- (1) 個人情報取扱管理者：副会長 角野 渉 事務局 本間 いずみ
- (2) 特に下記事項に関し留意する
  - ・個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること
  - ・個人情報は、決めた目的以外のことには使わない
  - ・個人情報を第3者に渡す時は、本人の同意を得ること
  - ・本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること
  - ・取得した個人情報は、安全に管理すること
  - ・苦情の申し出に対応すること
  - ・個人情報の取扱については記録を残し、保存すること
  - ・不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しないこと

## 附則

この細則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

